

おくやみ手続きガイドブック

鴨川市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。

鴨川市では、ご遺族の方が届出などをしなければならない市役所関係の手続きと、一般的な市役所以外の手続きについて、パンフレットを作成しました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

鴨川市長

もくじ

死亡後の手続きで期限があるもの	03
死亡届出後の手続きで、速やかに行っていただくもの (市役所及び公的機関で行うもの)	07
市役所以外で手続きが必要になるもの	23
相続関係の手続き	27

死亡後の手続きで期限があるもの

ご家族が亡くなったときに、市役所などで必要となる主な手続きです。状況によって、必要書類や手続きが異なる場合があります。詳細につきましては、担当窓口にお問い合わせください。

死亡の事実を知った日から7日以内

死亡届

手続きの内容・持ち物など

- 死亡届と死亡診断書(死亡届と死亡診断書を一枚にした様式)
- 届出人の印鑑
- 火葬場使用料(現金でのみ取扱い)

死亡届の届出時に、死体(胎)埋火葬許可証と火葬場使用許可証をお渡しします。

窓口

市民生活課市民係(本庁舎) ☎ 04-7093-7831
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。
ただし、土日祝日は本庁舎のみとなります。

死亡の翌日から15日以内

児童手当

手続きの内容・持ち物など

- 児童手当 認定請求書の申請
受給者が亡くなった場合、配偶者（養育者）が申請してください。
※死亡日の翌日から15日を超える申請の場合は、支払われない月が発生する場合がありますのでご注意ください。
- 児童手当の未支払いがある場合
「未支払 児童手当 請求書」の申請が必要です。

窓口 子ども支援課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7113

葬儀を行った翌日から2年以内

国民健康保険

手続きの内容・持ち物など

- 葬祭費の申請
 - ・葬祭執行者（喪主又は施主）を確認できるもの（葬儀の領収書・会葬礼状など）
 - ・葬祭執行者名義の振込先（金融機関名・口座番号）がわかるもの（預金通帳など）
 - ・葬祭執行者の印鑑

窓口 市民生活課保険年金係(本庁舎)
☎ 04-7093-7839
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

葬儀を行った翌日から2年以内

後期高齢者医療制度

手続きの内容・持ち物など



葬祭費の申請

- ・葬祭執行者(喪主又は施主)を確認できるもの(葬儀の領収書・会葬礼状など)
- ・葬祭執行者名義の振込先(金融機関名・口座番号)がわかるもの(預金通帳など)

窓口

市民生活課保険年金係(本庁舎) ☎ 04-7093-7839
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

よくあるご質問1

Q. 亡くなった場合、住民税（市民税・県民税）は課税されるの？

住民税（市民税・県民税）は1月1日現在お住まいの方に課税されます。その場合、被相続人に課された住民税（市民税・県民税）は相続人に引き継がれることとなります。亡くなった方の申告が必要な場合は、相続人が申告することとなります。

◇お問い合わせ先◇

税務課市民税係 ☎ 04-7093-7832

よくあるご質問2

Q. 亡くなった場合、介護保険料はどうなるの？

亡くなった場合、介護保険料は、資格喪失日（死亡日の翌日）の前月まで月割りで算定します。その際、納め過ぎとなった分は後日還付します。また、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただくこととなります。なお、特別徴収（年金からの天引き）で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者（日本年金機構・共済組合など）に対し、速やかに死亡の届出を行ってください。

◇お問い合わせ先◇

健康推進課介護保険係 ☎ 04-7093-7111

死亡届出後の手続きで、速やかに行っていただくもの
(市役所及び公的機関で行うもの)

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

1 世帯主変更



世帯主が亡くなり世帯員が2人以上いる場合は、新しい世帯主を登録する手続きが必要です。

窓口

市民生活課市民係(本庁舎) ☎ 04-7093-7831
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

2 印鑑登録



印鑑登録証の返却

窓口

市民生活課市民係(本庁舎) ☎ 04-7093-7831
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

3 マイナンバー(個人番号)カード・マイナンバー
(個人番号)の通知カード・住民基本台帳カード



相続税等の手続きにおいて、亡くなった方のマイナンバーが必要な場合がありますので、諸手続きが終わるまでは保管し、手続きがすべて終わってから破棄してください。

窓口

市民生活課市民係(本庁舎) ☎ 04-7093-7831

4 国民健康保険



国民健康保険被保険者証などの返却
※病院での精算後にご返却ください。



国民健康保険被保険者証の差し替え
世帯主が亡くなった場合、国民健康保険に加入している世帯員の保険証が差し替えとなります。

窓口

市民生活課保険年金係(本庁舎) ☎ 04-7093-7839
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

5 後期高齢者医療制度



後期高齢者医療被保険者証などの返却
※病院での精算後にご返却ください。

窓口

市民生活課保険年金係(本庁舎) ☎ 04-7093-7839
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

6 介護保険



介護保険被保険者証の返却



要介護認定を受けた方は介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証(該当する方のみ)

窓口

健康推進課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7111
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

7 福祉サービスを利用していた場合



緊急通報システム機器の撤去など
※お早めにご連絡ください。

窓口 福祉課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7112

8

児童扶養手当・子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成など



児童の保護者等で、児童扶養手当を受給していたり、子ども医療費助成やひとり親家庭等医療費助成などを受けている場合は、変更・喪失などの手続きが必要です。新たに児童扶養手当などを受給できる場合もあります。手続きに期限がある場合もありますので、お早めにお問い合わせください。

窓口 子ども支援課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7113

9

障害者手帳など



障害者手帳などの返却



各種障害者手当などに該当する方は、資格喪失届の提出



重度心身障害者(児)医療助成に該当する方は、資格喪失届の提出及び受給券の返却



福祉タクシー利用券の返却

※その他、障害福祉サービスの利用がある場合は、お早めにお問い合わせください。

窓口

福祉課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7112
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

10

固定資産(土地、家屋など)



不動産所有権移転登記

窓口

千葉地方法務局館山支局 ☎ 0470-22-0620



固定資産税の口座振替の中止・お支払い

窓口

税務課(本庁舎) ☎ 04-7093-7832
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

11

固定資産(空き家)

※今後空き家になるものを含む。



お住まいになっていた家が空き家になる場合は、「鴨川市空き家バンク制度」をご活用ください。それぞれの事情に合わせたアドバイスをご提案いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

窓口

ふるさと回帰支援センター(本庁舎)
☎ 04-7094-4600

12

市営住宅



市営住宅承継入居承認申請書の提出



市営住宅同居者異動届の提出



市営住宅退去届の提出

※状況などにより、提出する書類が異なりますので、必ずご相談ください。

窓口

都市建設課(本庁舎) ☎ 04-7093-7835

13

普通自動車/二輪車/軽自動車



普通自動車の自動車税

窓口

館山県税事務所 ☎ 0470-22-7117



普通自動車、二輪車(125cc超)の廃車・名義変更

窓口

関東運輸局千葉運輸支局
袖ヶ浦自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2025







軽自動車(四輪車)の廃車・名義変更

窓口

軽自動車検査協会
千葉事務所袖ヶ浦支所
☎ 050-3816-3116

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など


14 原動機付自転車/小型特殊自動車/二輪車/軽自動車

-  原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、二輪車(125cc超)、軽自動車(四輪車)の軽自動車税(種別割)
-  原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車の廃車・名義変更
-  軽自動車税(種別割)納税通知書の郵送先変更
-  軽自動車税(種別割)の口座振替の中止・お支払い

窓口


税務課(本庁舎) ☎ 04-7093-7832
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

15 年金受給者又は年金加入者

-  手続きの内容や必要書類についてお調べしますので、お問い合わせください。
※手続きの内容によっては、木更津年金事務所又は各共済組合をご案内する場合があります。

窓口

市民生活課保険年金係(本庁舎) ☎ 04-7093-7839

-  農業者年金の方はお近くのJAに「農業者年金死亡関係届書」の提出が必要となります。

窓口

JA各支店
農業委員会事務局(本庁舎) ☎ 04-7093-7846

16 上水道



名義変更・使用中止の手続きなど

窓口 水道お客様センター ☎ 04-7093-1000

17 不用品・ごみ



分別してごみ集積所へお出してください。また、直接搬入される場合は、鴨川清掃センターへお問い合わせください。

窓口 鴨川清掃センター ☎ 04-7093-5300

18 くみ取り式トイレ



名義変更・使用中止の手続きなど

窓口 衛生センター ☎ 04-7092-1009

19 飼い犬の所有者変更



新たな所有者が決まったら犬の登録事項の変更

窓口 環境課(本庁舎) ☎ 04-7093-7838
天津小湊支所でも手続きができます。

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

20 農地の相続



相続等で農地を取得した場合には、届出が必要となります。

窓口 農業委員会事務局(本庁舎) ☎ 04-7093-7846

21 森林の相続



相続等で森林を取得した場合には、届出が必要となります。

窓口 農林水産課(本庁舎) ☎ 04-7093-7834

22 小中学校の退学又は保護者変更手続き



市内の小中学校に通う児童生徒又はその保護者が亡くなった場合には、通っていた(通っている)学校又は教育委員会学校教育課までご連絡をお願いします。

窓口 各小中学校
学校教育課(天津小湊支所2階) ☎ 04-7094-0512

23 認定こども園の退園又は保護者変更手続き



認定こども園等に通うお子さん又はその保護者が亡くなった場合には、通っていた(通っている)園又は子ども支援課までご連絡をお願いします。

窓口

各認定こども園
子ども支援課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7113

24 図書館利用者



貸出中の図書などの返却



利用カードの返却

窓口

図書館 ☎ 04-7092-0312

25

パスポート(有効期間が残っている場合)



返納

- ・亡くなったことが確認できる書類(死亡診断書、戸籍など)
 - ・窓口に来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
- ※ご家族の希望があれば、失効処理をしてお返しできます。
※有効期間が満了している場合、届出の必要はありません。

窓口

市民生活課市民係(本庁舎) ☎ 04-7093-7831
全国のパスポート窓口又は旅券事務所

26

運転免許証



返却

窓口

鴨川警察署 ☎ 04-7092-0110

市役所の手続きでの補足情報

亡くなった方の戸籍について

1

各種手続きで使う戸籍謄本（又は抄本）などの証明書について

亡くなった方の名義である預貯金、土地登記など、相続に関する手続きのために戸籍謄本などが必要になる場合があります。その際に一般的に使用する戸籍の証明書に関する用語についてご紹介します。

用語	説明
本籍地	戸籍を置いてある場所のことです。 ※戸籍謄本などは、本籍のある市区町村役場でのみ請求ができます。
戸籍の筆頭者	戸籍の最初に氏名が書かれている人です。 亡くなっても変わりません。
戸籍	国民の身分関係（日本国籍、性別、夫婦、親子、親族関係など）を登録し公証するものです。
除籍	死亡、婚姻、離婚、転籍などの理由で戸籍から除かれることです。 ※全員が除かれた状態の戸籍の証明書を除籍謄本（又は抄本）といいます。

用語	説明
改製原戸籍	法改正により戸籍の改製（作り直し）が行われた際の、改製される前の古い戸籍のことです。
死亡届記載事項証明書	届出された死亡届（死亡診断書含む。）をそのまま写し、鴨川市長の認証印が押されたものです。ただし、交付には制限がありますので、事前にお問い合わせください。
戸籍の附票	戸籍に記載されている方の住民票の住所と住所を定めた日を記載したものです。
謄本 (全部事項証明書)	記載内容の全てを証明したものです。
抄本 (個人又は一部事項証明)	記載内容の個人（又は一部）を証明したものです。

2

生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍とは？

出生の届出をして戸籍に記載されてから死亡の届出をして除籍されるまでの一連の戸籍のことを指します。多くの方は、その間に結婚や転籍、戸籍の改製などを経て複数の戸籍が作られています。相続などの手続きでは、法定相続人調査のため、亡くなった方の全ての戸籍が必要となることがあります。

亡くなった方の戸籍について

3

戸籍謄本などの郵便でのご請求について

本籍が遠方にある方や、窓口の開いている時間に来られない方は、郵便で戸籍謄本などを請求することも可能です。詳しくは本籍のある市区町村役場にお問い合わせください。

鴨川市ではホームページで郵送請求の方法についてご案内していますのでご参照ください。また、市民生活課市民係にも郵送用請求書がありますので、ご利用ください。

鴨川市ホームページアドレス

<https://www.city.kamogawa.lg.jp>

鴨川市 戸籍 郵送



4

戸籍謄本は、死亡の届出をしたらすぐとれるの？

市区町村役場に死亡の届出をされてから、本籍のある市区町村役場で死亡の記載をした戸籍ができるまでに1~2週間ほどかかります。その間は、戸籍謄本などを発行できないのでご注意ください。

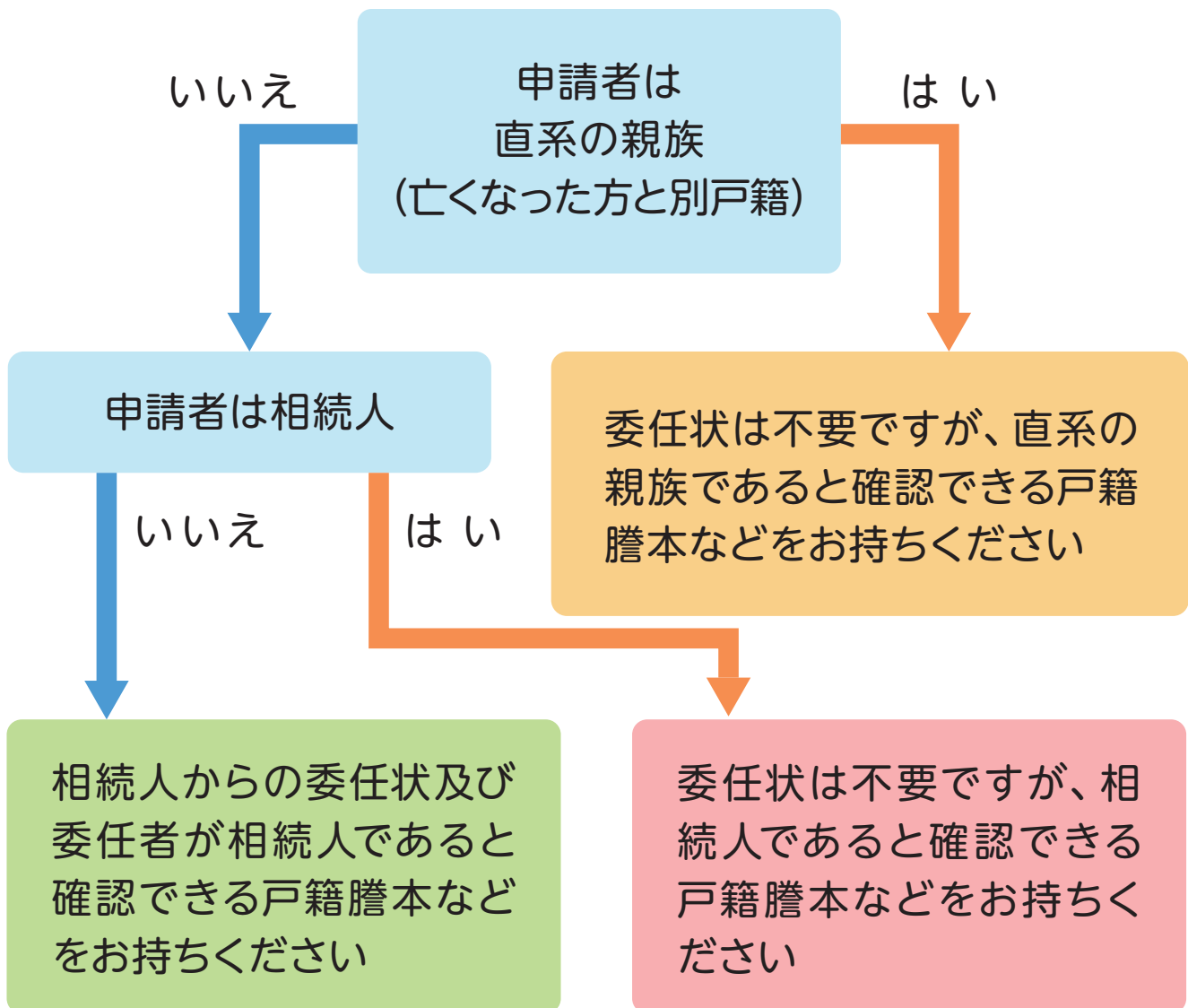
戸籍謄本などを請求できる方

戸籍謄本などは本人及び同一戸籍内にいる方、直系親族の方が申請可能です。亡くなった方の証明書を発行する際に、申請者（窓口に来られる方）との関係によって、証明書の取得に委任状が必要な場合があります。

委任状が必要かどうかは、下記のフローチャートをご参照ください。

※兄弟姉妹、甥姪は直系親族ではありません。

※申請者と亡くなった方との関係性を確認する戸籍が鴨川市にある場合は、戸籍の持参が省略できます。



亡くなった方の除かれた住民票(除票)について

除かれた住民票(除票)を請求できる方

- ・自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方
- ・国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- ・その他住民票の記載事項を利用する正当な理由がある方

※疎明資料をご持参ください。

(例) 請求される方が相続人であることを証明する戸籍謄本など。亡くなった方と請求される方の氏名や契約内容が記載されている保険証書など。

マイナンバー記載の除かれた住民票(除票)の取得

亡くなった方のマイナンバー記載の除かれた住民票(除票)は現在の制度上、取得することができません。除かれた住民票(除票)の提出先に、その旨をご相談ください。

市役所以外で手続きが必要になるもの

市役所での手続きのほかにも、故人が受けていた様々なサービスについて手続きが必要な場合があります。下記一覧は主な手続きの例になりますので、ご参照ください。

No.	種類	内容・持ち物	窓口
1	電気	<input checked="" type="checkbox"/> 名義変更・支払方法の変更又は利用廃止	契約している電力会社
2	ガス	<input checked="" type="checkbox"/> 名義変更・支払方法の変更又は利用廃止	契約しているガス会社
3	携帯電話	<input checked="" type="checkbox"/> 承継又は解約	契約している電話会社の店舗
4	固定電話	<input checked="" type="checkbox"/> 加入権承継、解約など	契約している電話会社
5	その他利用サービス	<input checked="" type="checkbox"/> 承継又は解約 (新聞、オンラインサービス等)	契約しているサービス提供会社
6	クレジットカード	<input checked="" type="checkbox"/> 解約	契約しているクレジットカード会社
7	預貯金	<input checked="" type="checkbox"/> 預金や貯金の相続手続き	口座がある銀行、郵便局など
8	株式や投資信託	<input checked="" type="checkbox"/> 株式や投資信託の相続手続き	口座がある証券会社、銀行、郵便局など

No.	種類	内容・持ち物	窓口
9	生命保険	<input checked="" type="checkbox"/> 保険金の受け取りや契約者の名義変更など	契約している生命保険会社
10	NHK受信料	<input checked="" type="checkbox"/> 解約や契約者変更など	NHKフリーダイヤル窓口 ☎0120-151515

MEMO

法定相続情報証明制度について

相続手続きには、便利な「法定相続情報証明制度」をご利用ください。

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるかを登記官が証明する制度です。

金融機関預金手続き、保険請求手続き、相続税申告、相続登記など、それぞれの窓口での各種相続手続きに必要な戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります（ただし、一部利用できない機関もあります）。

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。最寄りの法務局（千葉地方法務局館山支局0470-22-0620）へお問い合わせください。

また、専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）に依頼することも可能です。

相続関係の手続き

◇ その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、役所で「固定資産税名寄帳」を取得することで、不動産の全てを知ることが出来ます。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)	速やかに	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の 準確定申告・納付	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

発行 鴨川市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年月 2023年3月作成



鴨川市ホームページ

